

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に係る事務運用について
(事務運用ガイドライン)

令和7年6月23日
敦 賀 市

このガイドラインは、敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に基づき設置された敦賀市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会（以下「調査委員会」という。）、敦賀市児童生徒の重大事案再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）と、庶務を担う教育委員会事務局及び福祉保健部との事務分担を明確にし、円滑な運用を図るための原則を示すものである。

協議会及び調査委員会の庶務は教育委員会事務局、再調査委員会の庶務は福祉保健部が担うこととする。

また、事案の実態に応じて、関係児童生徒及びその保護者や、協議会、調査委員会及び再調査委員会の意向を尊重し、柔軟に運用できるものとする。

1 協議会について

(1) 協議会設置の準備について

教育委員会事務局

- 事務局
 - ・協議会の庶務を担う。
- 委員の選任
 - ・毎年度始めに、各団体へ委員を照会する。
 - ・委員は、各団体における実務を担う者とする。
- 開催準備
 - ・日程の調整、案内文の送付、会場準備等を行う。
- 議事に係る資料の作成

(2) 協議会運営

教育委員会事務局

- 議事進行の依頼
 - ・議事進行に係る資料を作成し、会長に進行を依頼する。

○議事録の作成

協議会

○会長の選出

○会長による議事の進行

(3) 公表

教育委員会事務局

○公表資料の作成

- ・会長の承認を得て、議事録を市のホームページに公開する。

2 調査委員会について

(1) 調査委員会設置の判断について

調査委員会は、次の事項を総合的に勘案し、学校主体の調査では事案への対処及び同種の事案発生の防止に必ずしも十分な結果を得ることができないと判断した場合に設置する。

- ・事案発生の経緯(発生前後の状況、事案に係る関係者の状況 等)
- ・事案の特性(要因の重複、範囲の広さ、悪質性、連続性 等)
- ・一次的調査の結果(事実確認状況、因果関係 等)
- ・被害児童生徒の状況(心身の健康状態、出席状況 等)
- ・被害児童生徒及びその保護者の意向

(2) 調査委員会設置の準備について

教育長は、調査委員会設置の必要性があると判断した場合、「敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」第8条に基づき、教育委員会の附属機関として、調査委員会を設置する。

教育委員会事務局

○事務局

- ・調査委員会の庶務を担う。

○調査委員の選任

- ・教育、法律、医療、心理、福祉等の各職能団体へ調査委員の推薦を依頼し、調査委員を選任する。

○第1回調査委員会準備

- ・日程の調整、案内文の送付、会場準備等を行う。

(3) 第1回調査委員会について

調査委員会

- 委員長、副委員長の選出
 - ・互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。
- 調査基本方針の検討
 - ・事務局からの概要説明及び諮問を受け、調査事項や調査方法、調査の範囲等を協議し、基本的な方針を確認する。

教育委員会事務局

- 事案の概要説明
 - ・調査委員会に対し、学校からの報告（基本調査の結果等）を基に、事案の経緯、被害児童生徒に関する情報、学校や教育委員会の対応等について説明する。
- 諮問
 - ・調査委員会に対し、当該事案に係る事実関係の調査、事案の再発防止策、被害児童生徒及びその保護者に対する今後の支援の方向性等、必要事項について諮問する。
- 所掌事務等の確認
 - ・「敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」及び本ガイドラインに基づき、調査委員会、事務局の所掌事務等について説明、確認を行う。

(4) 被害児童生徒及びその保護者に対する調査方針の説明及び意向確認について

調査委員会

- 調査の基本方針等の説明及び聴取
 - ・調査実施前に、被害児童生徒及びその保護者に対して、調査の基本方針（調査目的、調査組織の構成、調査時期・期間、調査事項、調査対象、調査方法、調査結果の提供等）についての説明を行い、意向を確認する。

(5) 第2回以降の調査委員会について

調査委員会

- 議事録の作成
 - ・会議開催の際は議事録を作成し、適切に保管する。
- 調査結果の考察
 - ・調査結果について協議し、その分析及び考察等を行う。
 - ・上記を踏まえ、以後の調査の方向性及び調査計画を確認する。
- 公表についての検討
 - ・調査の進捗状況に応じて、関係者への中間報告や記者会見開催等の必要

性を検討し、必要に応じて実施する。

教育委員会事務局

- 委員会開催に係る会議の日程調整及び会場準備

(6) 調査について

調査委員会

- 調査の基本方針に基づき、以下の様な調査活動を計画的に実施する。

- ・調査に係る文書(アンケート等)の作成
- ・調査対象者への聴取
 - ※調査を実施するに当たり、いじめ等による重大な事案の場合、上記基本方針について、関係児童生徒及びその保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見を適切に聞き取る。
- ・調査結果の整理
- ・調査対象者との調整
- ・報告書の取りまとめと、被害児童生徒及びその保護者等への説明

教育委員会事務局

- 調査対象者等、聴取場所等の調整
 - ・調査委員会の求めに応じ、学校を通して調査対象者へ必要事項の連絡調整、聴取場所等の設定等を行う。

(7) 調査委員会(最終)について

調査委員会

- 答申
 - ・調査報告書及びその他資料を教育委員会へ提出する。
- 公表に関する意見書の提出
 - ・事案の内容や被害児童生徒及びその保護者の意向を踏まえ、公表に関する意見書(公表の有無、公表内容、公表基準等)を教育委員会へ提出する。
- 事務局の要請により、調査結果を説明する機会への参加

(8) 報告・公表について

教育委員会事務局

- 調査結果の報告・説明
 - ・市長
 - ・教育委員会
 - ・議会
 - ・被害児童生徒及びその保護者

- ・調査委員会により調査結果の説明が必要と判断された関係児童生徒及びその保護者
- ・報道関係者
- 公表資料の作成
 - ・調査委員会からの公表に関する意見書を受け、公表の有無及び内容等について検討し、公表資料を作成する。
- 調査結果の公表
 - ・公表ガイドラインに基づき、調査報告書(一部非開示)又は公表版報告書を市ホームページに6か月間公表する。

3 再調査委員会について

(1) 再調査委員会設置の判断について

○再調査を行う必要があると考えられる場合

- ・再調査を行うか否かについては、教育委員会事務局から調査報告を受けた市長において、当該重大事案への対処又は当該重大事案と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要があると認めるときに、再調査を行うこととなる。

【再調査を行う必要があると考えられる場合の例】

- 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長が判断した場合
- 事前に被害児童生徒及びその保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- 調査組織の構成について、市長が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に被害児童生徒及びその保護者に説明していないなどにより、被害児童生徒及びその保護者が調査組織の構成に納得していない場合

- ・市長は、再調査を行うか否かについて判断する際、必要に応じて教育委員会事務局及び福祉保健部を招集し、意見を聞くことができる。

(2) 再調査委員会設置の準備について

市長は、再調査の必要性があると判断した場合、「敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」第15条に基づき、市長の附属機関として、再調査委員会を設置する。

福祉保健部

○事務局

- ・再調査委員会の庶務を担う。

○再調査を行うこととなった理由、目的、調査方法、見通し等の事前説明

- ・議会
- ・教育委員会
- ・関係学校長
- ・被害児童生徒及びその保護者
- ・調査委員会により調査結果の説明が必要と判断された関係児童生徒及びその保護者
- ・報道関係者

○調査委員の選任

- ・教育、法律、医療、心理、福祉等の各職能団体へ再調査委員の推薦を依頼し、調査委員を選任する。
- ・委員は、同一事案において調査委員会の委員と兼ねることはできない。

○第1回再調査委員会準備

- ・日程の調整、案内文の送付、会場準備等を行う。

教育委員会事務局

- 文部科学省へ再調査の開始報告

(3) 第1回再調査委員会について

再調査委員会

○委員長、副委員長の選出

- ・互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。

○調査基本方針の検討

- ・事務局からの概要説明及び諮問を受け、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理し、調査方法、調査の範囲等を協議し、基本的な方針を確認する。
- ・被害児童生徒及びその保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる。

福祉保健部

○事案の概要説明

- ・再調査委員会に対し、調査委員会の調査報告書を基に、事案の経緯等及び、再調査を行う必要があると判断した点について説明する。

○諮問

- ・再調査委員会に対し、当該事案に係る再調査が必要な箇所の事実関係の

調査、事案の再発防止策、被害児童生徒及びその保護者に対する今後の支援の方向性等、必要事項について諮問する。

○所掌事務等の確認

- ・「敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例」及び本ガイドラインに基づき、再調査委員会、事務局の所掌事務等について説明、確認を行う。

(4) 被害児童生徒及びその保護者に対する調査方針の説明及び意向確認について

再調査委員会

○調査の基本方針等の説明及び聴取

- ・調査実施前に、被害児童生徒及びその保護者に対して、調査の基本方針（調査目的、調査組織の構成、調査時期・期間、調査事項、調査対象、調査方法、調査結果の提供等）についての説明を行い、意向を確認する。

(5) 第2回以降の再調査委員会について

再調査委員会

○議事録の作成

- ・会議開催の際は議事録を作成し、適切に保管する。

○調査結果の考察

- ・調査結果について協議し、その分析及び考察等を行う。
- ・上記を踏まえ、以後の調査の方向性及び調査計画を確認する。

○公表についての検討

- ・調査の進捗状況に応じて、関係者への中間報告や記者会見開催等の必要性を検討し、必要に応じて実施する。

福祉保健部

○委員会開催に係る会議の日程調整及び会場準備

(6) 調査について

再調査委員会

○調査の基本方針に基づき、以下の様な調査活動を計画的に実施する。

- ・調査に係る文書(アンケート等)の作成
- ・調査対象者への聴取
 - ※ 調査を実施するに当たり、いじめ等による重大な事案の場合、上記基本方針について、関係児童生徒及びその保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見を適切に聞き取る。
 - ※ 児童生徒から何度も聴き取り等を行うことは、心理的負担を伴うも

のであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮する。

- ・調査結果の整理
- ・調査対象者との調整
- ・報告書の取りまとめと、被害児童生徒及びその保護者等への説明

福祉保健部

- 調査対象者等、聴取場所等の調整
- ・再調査委員会の求めに応じ、学校を通して調査対象者へ必要事項の連絡調整、聴取場所等の設定等を行う。

(7) 調査委員会(最終)について

再調査委員会

- 答申
 - ・調査報告書及びその他資料を市長へ提出する。
- 公表に関する意見書の提出
 - ・事案の内容や被害児童生徒及びその保護者の意向を踏まえ、公表に関する意見書(公表の有無、公表内容、公表基準等)を市長へ提出する。
- 事務局の要請により、調査結果を説明する機会への参加

(8) 報告・公表について

福祉保健部

- 調査結果の報告・説明
 - ・市長
 - ・教育委員会
 - ・議会
 - ・関係学校長
 - ・被害児童生徒及びその保護者
 - ・再調査委員会により調査結果の説明が必要と判断された関係児童生徒及びその保護者
 - ・報道関係者
- 公表資料の作成
 - ・再調査委員会からの公表に関する意見書を受け、公表の有無及び内容等について検討し、公表資料を作成する。
- 調査結果の公表
 - ・公表ガイドラインに基づき、調査報告書(一部非開示)又は公表版報告書を市ホームページに6か月間公表する。

教育委員会事務局

- 福祉保健部による各所への報告・説明の際、教育長が指定する教育委員会事務局員が同席することができる。
- 文部科学省へ調査報告書の提供
- 当該事案への対処や再発防止の取組の検討